

令和7年度

第3回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会

日 時 令和8年2月2日(月)

午後3時00分～午後4時30分

場 所 市役所南別館2階会議室1

【次 第】

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1)【報告事項】

①「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
について

②市の地域クラブへの資金補助について

③市の広報活動について

・大田原市「部活動の地域展開」ホームページ(12月26日掲載)



(2)【協議事項】

①今後の市の方針に向けて

②その他

4 その他

5 閉 会

大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会の組織及び運営に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定により設置された大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大田原市立中学校部活動（以下「部活動」という。）の地域クラブ活動（スポーツ活動及び文化芸術活動をいう。以下同じ。）への移行に関する事項
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が部活動の地域クラブ活動への移行に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域スポーツ団体の代表者等
- (2) 地域文化芸術団体の代表者等
- (3) 保護者の代表者等
- (4) 識見を有する者
- (5) 部活動に携わる教職員
- (6) 教育委員会の事務部局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動加運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動加運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】



改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等）
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理
生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

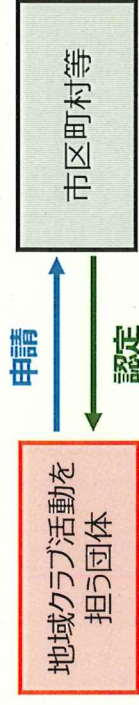
認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

令和7年度実証事業の実施状況

事業対象	○市内の中学校において「部活動」として存続している部の「休日」のスポーツ活動について、学校以外の団体が行った場合に対象となる。				
事業期間	○令和7年4月～令和8年1月(最大10か月間)				
事業上の分類	【市区町村運営型】 ⇒ 行政(教育委員会)が運営主体となる場合				
実施校	金田北中	若草中	大田原中、親園中、野崎中	金田北中、金田南中	湯津上中学校
実施種目	ソフトボール	女子バスケットボール	剣道	剣道	柔道
団体	REDガールズSBC	大田原ジョイフルスポーツクラブ	大田原南剣道クラブ	大田原北剣道クラブ	湯津上柔道教室
主な活動場所	金田北中、市野沢小	若草中	親園中、野崎中	金田北中	湯津上中学校
対象経費	報償費・交通費・旅費・保険料・消耗品費 ※ 報償費・交通費は、実施期間中「36回」までとする。 ※ 消耗品費の上限は1万円とする。(WBG-T測定器、熱中症予防関連用品等)				
事業上の分類	【地域スポーツ団体等運営型】 ⇒ 地域のクラブチームなどが運営主体となる場合				
実施校	金田南中	黒羽中			
実施種目	サッカー	ソフトボール			
団体	FC黒羽	黒羽ソフトボールクラブ			
主な活動場所	黒羽中、黒羽運動公園	金田南中			
対象経費	保険料・消耗品費・借上料 ※ 1団体当たり15万円を上限とする。				

部活動の地域展開等の全国的な実施



令和8年度予算額 (案) 57億円
 (前年度予算額) 37億円
 令和7年度補正予算額 82億円

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことが出来る機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの量から質まで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

※★印は令和7年度補正予算に計上

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業 54億円 ※令和7年度補正予算額: 82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。
- ① ①休日の地域クラブ活動の経費等の支援
 - 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等
 - 参加費・保険料
 - ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
 - コメディエーターの配置
 - 人材バンクの設置・運用・指導者
 - 研修・移動手段確保等
 - ③ 推進体制の整備等
 - コア・コーディネーターの配置
 - 人材バンクの設置・運用・指導者
 - 研修・移動手段確保等
- (補助割合: ①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (*1)、②は国1/2、都道府県1/3、市区町村1/2)

補助金

★

推進体制の整備等

★

コア・コーディネーターの配置

人材バンクの設置・運用・指導者

研修・移動手段確保等

(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。
 [17,320人 (運動部: 13,620人、文化部: 3,700人)] (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 (*1))

補助金

★

推進体制の整備等

★

コア・コーディネーターの配置

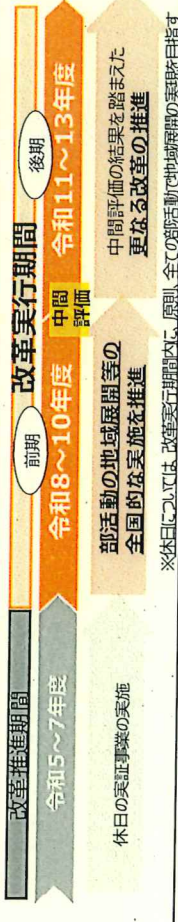
人材バンクの設置・運用・指導者

研修・移動手段確保等

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等) ★ (一部)
 ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等

3億円 ※令和7年度補正予算額: 0.4億円



根拠法令

- スポーツ基本法 (令和7年改正後) (抜粋)
 第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (令和7年改正) (抜粋)
 附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【強い経済を実現する総合経済対策 (令和7年11月21日閣議決定) 抜粋】
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

*2 本資料におけるスポーツとは障害者スポーツ、文化芸術スポーツ、文化芸術スポーツ、文化芸術スポーツ等を含む。コミュニティスクール (学校運営協議会) 等の仕組みも活用

(担当: スポーツ地域スポーツ課、文化庁参事官 (芸術文化担当))

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン

～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和7年12月

文部科学省